

地方公務員法の一部を改正する法律案 新旧対照表 目次

○ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）	1
○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第十二条関係）	23
○ 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）（附則第十二条関係）	24
○ 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（附則第十二条関係）	27
○ 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）（附則第十二条関係）	28
○ 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）（附則第十二条関係）	30
○ 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）（附則第十二条関係）	32
○ 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）（附則第十二条関係）	34
○ 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律（昭和三十三年法律第四十五号）（附則第十二条関係）	35
○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）（附則第十二条関係）	36
○ 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第八十八号）（附則第十二条関係）	37
○ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）（附則第十二条関係）	38
○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）（附則第十二条関係）	39
○ 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）（附則第十三条関係）	50
○ へき地教育振興法（昭和二十九年法律第四百十三号）（附則第十四条関係）	52
○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）（附則第十五条関係）	53
○ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）（附則第十六条関係）	61
○ 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）（附則第十七条関係）	63
○ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）（附則第十八条関係）	64
○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）（附則第十九条関係）	83

改 正 案	現 行
目次 第一章・第二章 （略） 第三章 職員に適用される基準 第一節 （略） 第二節 任用（第十五条―第二十二条の五） 第三節 第九節 （略）	目次 第一章 総則（第一条―第五条） 第二章 人事機関（第六条―第十二条） 第三章 職員に適用される基準 第一節 通則（第十三条・第十四条） 第二節 任用（第十五条―第二十二条の三） 第三節 人事評価（第二十三条―第二十三条の四） 第四節 給与、勤務時間その他の勤務条件（第二十四条―第二十六条の三） 第四節の二 休業（第二十六条の四―第二十六条の六） 第五節 分限及び懲戒（第二十七条―第二十九条の二） 第六節 服務（第三十条―第三十八条） 第六節の二 退職管理（第三十八条の二―第三十八条の七） 第七節 研修（第三十九条・第四十条） 第八節 福祉及び利益の保護（第四十一条―第五十一条の二） 第一款 厚生福利制度（第四十二条―第四十四条） 第二款 公務災害補償（第四十五条） 第三款 勤務条件に関する措置の要求（第四十六条―第四十八条） 第四款 不利益処分に関する審査請求（第四十九条―第五十一条の二） 第九節 職員団体（第五十二条―第五十六条）

第四章・第五章 (略)

附則

(条件付採用)

第二十二條 職員の採用は、全て条件付のものとし、当該職員がその職において六月の期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなるものとす。この場合において、人事委員会等は、人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則。第二十二條の四第一項及び第二十二條の五第一項において同じ。）で定めるところにより、条件付採用の期間を一年を超えない範囲内で延長することができる。

(会計年度任用職員の採用の方法等)

第二十二條の二 次に掲げる職員（以下この条において「会計年度任用職員」という。）の採用は、第十七條の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。

一 一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を除く。）（次号において「会計年度任用の職」という。）を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの

二 一 会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの

2
7
(略)

第四章 補則（第五十七條―第五十九條）
第五章 罰則（第六十條―第六十五條）

附則

(条件付採用)

第二十二條 職員の採用は、全て条件付のものとし、当該職員がその職において六月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用にものとなるものとす。この場合において、人事委員会等は、人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則。第二十二條の四第一項及び第二十二條の五第一項において同じ。）で定めるところにより、条件付採用の期間を一年に至るまで延長することができる。

(会計年度任用職員の採用の方法等)

第二十二條の二 次に掲げる職員（以下この条において「会計年度任用職員」という。）の採用は、第十七條の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。

一 一 会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を除く。）（次号において「会計年度任用の職」という。）を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの

二 一 会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの

二 一 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の

2

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)
第二十二條の四 任命権者は、当該任命権者の属する地方

公共団体の条例年齢以上退職者（条例で定める年齢に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者をいう。以下同じ。）を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下

属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。

3 任命権者は、前二項の規定により会計年度任用職員を採用する場合には、当該会計年度任用職員にその任期を明示しなければならない。

4 任命権者は、会計年度任用職員の任期が第二項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

5 第三項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

6 任命権者は、会計年度任用職員の採用又は任期の更新に当たっては、職務の遂行に必要な十分な任期を定めるものとし、必要以上に短い任期を定めることにより、採用又は任期の更新を反復して行うことのないよう配慮しなければならない。

7 会計年度任用職員に対する前条の規定の適用については、同条中「六月」とあるのは、「一月」とする。

(新設)

同じ。に採用することができる。ただし、条例年齢以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における第二十八条の六第一項に規定する定年退職日をいう。第三項及び第四項において同じ。）を経過した者であるときは、この限りでない。	2 前項の条例で定める年齢は、国の職員につき定められている国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第六十条の二第一項に規定する年齢を基準として定めるものとする。	3 第一項の規定により採用された職員（以下この条及び第二十九条第三項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の任期は、採用の日から定年退職日相当日までとする。	4 任命権者は、条例年齢以上退職者のうちその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない者以外の者を当該短時間勤務の職に採用することができず、定年前再任用短時間勤務職員のうち当該定年前再任用短時間勤務職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない定年前再任用短時間勤務職員以外の職員を当該短時間勤務の職に昇任し、降任し、又は転任することができない。	5 任命権者は、定年前再任用短時間勤務職員を、常時勤務を要する職に昇任し、降任し、又は転任することができない。	6 第一項の規定による採用については、第二十二条の規定は、適用しない。
---	--	--	---	--	--

第二十二條の五 地方公共団体の組合を組織する地方公共	団体の任命権者は、前条第一項本文の規定によるほか、当該地方公共団体の組合の条例年齢以上退職者を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会議決で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。	2 地方公共団体の組合の任命権者は、前条第一項本文の規定によるほか、当該地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の条例年齢以上退職者を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の地方公共団体の組合の規則（競争試験等を行う公平委員会を置く地方公共団体の組合においては、公平委員会規則）で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。	3 前二項の場合においては、前条第一項ただし書及び第三項から第六項までの規定を準用する。	（高齢者部分休業） 第二十六條の三 任命権者は、高年齢として条例で定める年齢に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が当該条例で定める年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（第二十八條の六第一項に規定する定年退職日という。）までの期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項において「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。 2 （略）	（分限及び懲戒の基準）
（新設）				（高齢者部分休業） 第二十六條の三 任命権者は、高年齢として条例で定める年齢に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が当該条例で定める年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（第二十八條の二第一項に規定する定年退職日という。）までの期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項において「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。 2 前条第二項から第四項までの規定は、高齢者部分休業について準用する。	（分限及び懲戒の基準）

第二十七条 全て 職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。
2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、又は免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職され、又は

い。

降給されることがない。

3 (略)

(管理監督職務上限年齢による降任等)

第二十八条の二 任命権者は、管理監督職(地方自治法第二百四条第二項に規定する管理職手当を支給される職員の職及びこれに準ずる職であつて条例で定める職をいう。以下この節において同じ。)を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達している職員について、異動期間(当該管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この節において同じ。)(第二十八条の五第一項から第四項までの規定により延長された期間を含む。以下この項において同じ。)に、管理監督職以外の職又は管理監督職務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職(以下この項及び第四項においてこれらの職を「他の職」という。)への降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)を伴うものとする。ただし、異動期間に、この法律の他の規定により当該職員について他の職への昇任、降任若しくは転任をした場合又は第二十八条の七第一項の規定により当該職員を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでない。

第二十七条 すべて 職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。
2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。

3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

(新設)

2 前項の管理監督職勤務上限年齢は、条例で定めるものとする。	3 管理監督職及び管理監督職勤務上限年齢を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。	4 第一項本文の規定による他の職への降任又は転任（以下この節及び第四十九条第一項ただし書において「他の職への降任等」という。）を行うに当たつて任命権者が遵守すべき基準に関する事項その他の他の職への降任等に関し必要な事項は、条例で定める。	（管理監督職への任用の制限） 第二十八条の三 任命権者は、採用し、昇任し、降任し、又は転任しようとする管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している者を、その者が当該管理監督職を占めているものとした場合における異動期間の末日の翌日（他の職への降任等をされた職員にあつては、当該他の職への降任等をされた日）以後、当該管理監督職に採用し、昇任し、降任し、又は転任することができない。	（適用除外） 第二十八条の四 前二条の規定は、臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員には適用しない。	（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例） 第二十八条の五 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、条例で定めるところにより、当該職
			（新設）	（新設）	（新設）

員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に次条第一項に規定する定年退職日（以下この項及び次項において「定年退職日」という。）がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。 一 当該職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として条例で定める事由 二 当該職員の職務の特殊性を勘案して、当該職員の他の職への降任等により、当該管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として条例で定める事由 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、条例で定めるところにより、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えないことできない。 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができるときは、第一項の規定により異動期間を延長することができるときを除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管	3	2
---	----------	----------

理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該職員の他の職への降任等により、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として条例で定める事由があると認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、条例で定めるところにより、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

5 前各項に定めるもののほか、これらの規定による異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）の延長及び当該延長に係る職員の降任又は転任に関し必要

な事項は、条例で定める。

(定年による退職)

第二十八条の六 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日までの間において、条例で定める日（次条第一項及び第二項ただし書において「定年退職日」という。）に退職する。

2
4 (略)

(定年による退職の特例)

第二十八条の七 任命権者は、定年に達した職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認める

項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤

(定年による退職)

第二十八条の二 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日までの間において、条例で定める日（以下

「定年退職日」という。）に退職する。

2 前項の定年は、国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めるものとする。

3 前項の場合において、地方公共団体における当該職員に關しその職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより国の職員につき定められている定年を基準として定めることが実情に即さない認められるときは、当該職員の定年については、条例で別定めをすることができ、この場合においては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

4 前三項の規定は、臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員には適用しない。

(定年による退職の特例)

第二十八条の三 任命権者は、定年に達した職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤

- 務させることができる。ただし、第二十八条の五第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている職員について、同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。
- 一 前条第一項の規定により退職すべきこととなる職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として条例で定める事由
- 二 前条第一項の規定により退職すべきこととなる職員の職務の特殊性を勘案して、当該職員の退職により、当該職員が占める職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として条例で定める事由
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、条例で定めるところにより、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができ。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して三年を超えることができない。
- 3 前二項に定めるもののほか、これらの規定による勤務に関し必要な事項は、条例で定める。

務させることができる。

- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認められる十分な理由があるときは、条例で定めるところにより、
 一年を超えない範囲内で期限を延長することができ。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日
 の
 翌日から起算して三年を超えることができない。
 （新設）

（定年退職者等の再任用）

(削る)

(削る)

第二十八条の四 任命権者は、当該地方公共団体の定年退職者等（第二十八条の二第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者又は定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして条例で定める者をいう。以下同じ。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。ただし、その者がその者を採用しようとする職に係る定年に達していないときは、この限りでない。	2 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、条例で定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。	3 前二項の規定による任期については、その末日は、その者が条例で定める年齢に達する日以後における最初の三月三十一日までの間において条例で定める日以前でなければならぬ。	4 前項の年齢は、国の職員につき定められている任期の末日に係る年齢を基準として定めるものとする。	5 第一項の規定による採用については、第二十二条の規定は、適用しない。	第二十八条の五 任命権者は、当該地方公共団体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のを占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。以下同じ。）に採用することができる。 2 前項の規定により採用された職員については、前条第
--	---	--	---	--	--

(削る)

(懲戒)

第二十九条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に
は、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職
又は免職の処分をすることができる。

3 二項から第五項までの規定を準用する。

3 短時間勤務の職については、定年退職者等のうち第二十八条の二第一項から第三項までの規定の適用があるものとした場合の当該職に係る定年に達した者に限り任用することができるものとする。

第二十八条の六 第二十八条の四第一項本文の規定によるほか、地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者にあつては当該地方公共団体が組織する地方公共団体の組合の定年退職者等を、地方公共団体の組合の任命権者にあつては当該地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

2 前条第一項の規定によるほか、地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者にあつては当該地方公共団体が組織する地方公共団体の組合の定年退職者等を、地方公共団体の組合の任命権者にあつては当該地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職に採用することができる。この場合においては、同条第三項の規定を準用する。

3 前二項の規定により採用された職員については、第二十八条の四第二項から第五項までの規定を準用する。

(懲戒)

第二十九条 職員が次の各号の一に
おいては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職
又は免職の処分をすることができる。

一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定め
た法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則
若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した
場合
二・三 (略)

2 職員が、任命権者の要請に応じ当該地方公共団体の特
別職に属する地方公務員、他の地方公共団体若しくは特
定地方独立行政法人の地方公務員、国家公務員又は地方
公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公
社をいう。）その他その業務が地方公共団体若しくは国
の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち条
例で定めるものに使用される者（以下この項において「
特別職地方公務員等」という。）となるため退職し、引
き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続け
て当該退職を前提として職員として採用された場合（一
の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以
上の特別職地方公務員等として在職し、引き続いて当該
退職を前提として職員として採用された場合を含む。）
において、当該退職までの引き続く職員としての在職期
間（当該退職前に同様の退職（以下この項において「先
の退職」という。））、特別職地方公務員等としての在職
及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職ま
での引き続く職員としての在職期間を含む。次項におい
て「要請に応じた退職前の在職期間」という。）中に前
項各号のいずれかに該当したときは、当該職員に対し同
項に規定する懲戒処分を行うことができる。
3 定年前再任用短時間勤務職員（第二十二条の四第一項
の規定により採用された職員に限る。以下この項におい
て同じ。）が、条例年齢以上退職者となつた日までの引

一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定め
た法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則
若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した
場合
二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場
合

2 職員が、任命権者の要請に応じ当該地方公共団体の特
別職に属する地方公務員、他の地方公共団体若しくは特
定地方独立行政法人の地方公務員、国家公務員又は地方
公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公
社をいう。）その他その業務が地方公共団体若しくは国
の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち条
例で定めるものに使用される者（以下この項において「
特別職地方公務員等」という。）となるため退職し、引
き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続け
て当該退職を前提として職員として採用された場合（一
の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以
上の特別職地方公務員等として在職し、引き続いて当該
退職を前提として職員として採用された場合を含む。）
において、当該退職までの引き続く職員としての在職期
間（当該退職前に同様の退職（以下この項において「先
の退職」という。））、特別職地方公務員等としての在職
及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職ま
での引き続く職員としての在職期間を含む。次項におい
て「要請に応じた退職前の在職期間」という。）中に前
項各号のいずれかに該当したときは、これに対し同
項に規定する懲戒処分を行うことができる。
3 職員が、第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第
一項の規定により採用された場合において、定年退職者
等となつた日までの引

き続く職員としての在職期間（要請に応じた退職前の在職期間を含む。）又は第二十二条の四第一項の規定によりかつて採用されて定年前再任用短時間勤務職員として在職していた期間中に第一項各号のいずれかに該当したときは、当該職員に対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。

4 職員の懲戒の手続及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、条例で定めなければならない。

（再就職者による依頼等の規制）

第三十八条の二 職員（臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下この節、第六十条及び第六十三条において同じ。）であつた者であつて離職後に営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）の地位に就いている者（退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。以下「再就職者」という。）は、離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織（当該執行機関（当該執行機関の附属機関を含む。）の補助機関及び当該執行機関の管理に属する機関の総体をいう。第三十八条の七において同じ。）若しくは議会の事務局（事務局を置かない場合は、これに準ずる組織。同条において同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体の執行機関の組織等」という。）の職員若しくは特定地方独立行政

き続く職員としての在職期間（要請に応じた退職前の在職期間を含む。）又はこれら
の規定によ
りかつて採用されて職員として在職していた
該当した
ときは、これに
対し同項に規定する懲戒処分を行う
ことができる。

4 職員の懲戒の手続及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除く外、条例で定めなければならない。

（再就職者による依頼等の規制）

第三十八条の二 職員（臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下この節、第六十条及び第六十三条において同じ。）であつた者であつて離職後に営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）の地位に就いている者（退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。以下「再就職者」という。）は、離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織（当該執行機関（当該執行機関の附属機関を含む。）の補助機関及び当該執行機関の管理に属する機関の総体をいう。第三十八条の七において同じ。）若しくは議会の事務局（事務局を置かない場合は、これに準ずる組織。同条において同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体の執行機関の組織等」という。）の職員若しくは特定地方独立行政

期間に通算することと定められている法人に限る。）をいう。

3 第一項の「退職手当通算予定職員」とは、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き退職手当通算法人（前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる職員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続き選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものをいう。

4 第一項の規定によるもののほか、再就職者のうち、地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに對し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに關し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

5 第一項及び前項の規定によるもののほか、再就職者は、在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに對し、当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間の契約であつて当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人においてその締結について自らが決定したものの又は当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政

-
- 法人による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。
- 6 第一項及び前二項の規定（第八項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。）は、次に掲げる場合には適用しない。
- 一 試験、検査、検定その他の行政上の事務であつて、法律の規定に基づく行政庁による指定若しくは登録その他の処分（以下「指定等」という。）を受けた者が行う当該指定等に係るもの若しくは行政庁から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行するために必要な場合、又は地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものを行うために必要な場合
- 二 行政庁に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人との間で締結された契約に基づき、権利を行使し、若しくは義務を履行する場合、行政庁の処分により課された義務を履行する場合又はこれらに類する場合として人事委員会規則で定める場合
- 三 行政手続法第二条第三号に規定する申請又は同条第七号に規定する届出を行う場合
- 四 地方自治法第二百三十四条第一項に規定する一般競争入札若しくはせり売りの手続又は特定地方独立行政法人が公告して申込みをさせることによる競争の手続に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合
- 五 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求める場合（一定の日以降に公にすることが予定されている情報
-

を同日前に開示するよう求める場合を除く。六 再就職者が役職員（これに類する者を含む。以下この号において同じ。）に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として人事委員会規則で定める場合において、人事委員会規則で定める手続により任命権者の承認を得て、再就職者が当該承認に係る役職員に対し、当該承認に係る契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合

7

職員は、前項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第一項、第四項又は第五項の規定（次項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。）により禁止される要求又は依頼を受けたとき（地方独立行政法第五十条の二において準用する第一項、第四項又は第五項の規定（同条において準用する次項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。）により禁止される要求又は依頼を受けたときを含む。）は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定めるところにより、人事委員会又は公平委員会にその旨を届け出なければならない。

8

地方公共団体は、その組織の規模その他の事情に照らし、必要があると認めるときは、再就職者のうち、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者について、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに對し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日

(不利益処分に関する説明書の交付)
第四十九条 任命権者は、職員に対し、懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を行う場合においては、その際、当該職員に対し、処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。ただし、他の職への降任等に該当する降任をする場合又は他の職への降任等に伴い降給をする場合は、この限りでない。

2
4 (略)

附 則

21 令和四年四月一日から令和十二年三月三十一日までの間における第二十八条の六第二項の条例で定める定年に関する定年に関する特例を基準として、条例で特例を定めるものとする。

より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないことを条例により定めることができる。

(不利益処分に関する説明書の交付)
第四十九条 任命権者は、職員に対し、懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を行う場合においては、その際、その職員に対し、処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

2 職員は、その意に反して不利益な処分を受けたと思うときは、任命権者に対し処分の事由を記載した説明書の交付を請求することができる。

3 前項の規定による請求を受けた任命権者は、その日から十五日以内に、同項の説明書を交付しなければならない。

4 第一項又は第二項の説明書には、当該処分につき、人事委員会又は公平委員会に対して審査請求をすることができる旨及び審査請求をすることができる期間を記載しなければならない。

附 則

(新設)

22 第二十八条の六第三項の規定に基づき地方公共団体における当該職員の定年について条例で別の定めをしている場合には、令和四年四月一日から令和十二年三月三十一日までの間における当該定年に関し、条例で特例を定めることができる。この場合においては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

(新設)

23 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員その他この項の規定による情報の提供及び意思の確認を行わない職員として条例で定める職員を除く。以下この項において同じ。）が条例で定める年齢に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に職員でなかつた者その他の当該前年度においてこの項の規定による情報の提供及び意思の確認を行うことができない職員として条例で定める職員にあつては、条例で定める期間）において、当該職員に対し、条例で定めるところにより、当該職員が当該条例で定める年齢に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(新設)

24 前項の情報の提供及び意思の確認を行わない職員として条例で定める職員は、国家公務員法附則第九条に規定する情報の提供及び意思の確認を行わない職員を基準として定めるものとする。

(新設)

25 附則第二十三項の条例で定める年齢は、国の職員につき定められている国家公務員法附則第九条に規定する年齢を基準として定めるものとする。

(新設)

地方公務員法の一部を改正する法律（令和二年法律第
号）による改正前の第二十八条の二第二項及び第
三項の規定に基づく定年の引上げに伴う給与に関する特
例措置により降給をする場合における第四十九条第一項
の規定の適用については、同項ただし書中「又は他の職
への降任等に伴い降給をする場合」とあるのは、「、他
の職への降任等に伴い降給をする場合又は地方公務員法
の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）によ
る改正前の第二十八条の二第二項及び第三項の規定に基
づく定年の引上げに伴う給与に関する特例措置により降
給をする場合」とする。

（新設）

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第十二条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第九十二条（略） ② 普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二</u>条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）と兼ねることができない。	第九十二条 普通地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。 ② 普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八</u>条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）と兼ねることができない。

○ 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）（附則第十二条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一条 市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条において「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。））、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。））、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）及び事務職員のうち次に掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。））、へき地手当（これに準ずる手当を含む。））、時間外勤務手当（学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。））、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費（都道府県が定める支給に関する基準に適合するものに限る。））（以下「給料その他の給与」という。）並びに定時制通信教育手当	第一条 市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条において「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。））、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。））、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）及び事務職員のうち次に掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。））、へき地手当（これに準ずる手当を含む。））、時間外勤務手当（学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。））、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費（都道府県が定める支給に関する基準に適合するものに限る。））（以下「給料その他の給与」という。）並びに定時制通信教育手当

（中等教育学校の校長に係るものとする。）並びに講師（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号。以下「義務教育諸学校標準法」という。）第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬、職務を行うために要する費用の弁償及び期末手当（次条において「報酬等」という。）は、都道府県の負担とする。

一、三（略）

第二条 市（指定都市を除く。）町村立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項に規定する定時制の課程（以下この条において「定時制の課程」という。）を置くものの校長（定時制の課程のほかに同項に規定する全日制の課程を置く高等学校の校長及び中等教育学校の校長を除く。）、定時制の課程に関する校務をつかさどる副校長、定時制の課程に関する校務を整理する教頭、主幹教諭（定時制の課程に関する校務の一部を整理す

（中等教育学校の校長に係るものとする。）並びに講師（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号。以下「義務教育諸学校標準法」という。）第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬、職務を行うために要する費用の弁償及び期末手当（次条において「報酬等」という。）は、都道府県の負担とする。

一 義務教育諸学校標準法第六条第一項の規定に基づき都道府県が定める都道府県小中学校等教職員定数及び義務教育諸学校標準法第十条第一項の規定に基づき都道府県が定める都道府県特別支援学校教職員定数に基づき配置される職員（義務教育諸学校標準法第十八条各号に掲げる者を含む。）

二 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号。以下「高等学校標準法」という。）第十五条の規定に基づき都道府県が定める特別支援学校高等部教職員定数に基づき配置される職員（特別支援学校の高等部に係る高等学校標準法第二十四条各号に掲げる者を含む。）

三 特別支援学校の幼稚部に置くべき職員の数として都道府県が定める数に基づき配置される職員

第二条 市（指定都市を除く。）町村立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項に規定する定時制の課程（以下この条において「定時制の課程」という。）を置くものの校長（定時制の課程のほかに同項に規定する全日制の課程を置く高等学校の校長及び中等教育学校の校長を除く。）、定時制の課程に関する校務をつかさどる副校長、定時制の課程に関する校務を整理する教頭、主幹教諭（定時制の課程に関する校務の一部を整理す

る者又は定時制の課程の授業を担当する者に限る。）並びに定時制の課程の授業を担当する指導教諭、教諭、助教諭及び講師（常勤の者及び地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち高等学校標準法第七條の規定に基づき都道府県が定める高等学校等教職員定数に基づき配置される職員（高等学校標準法第二十四條各号に掲げる者を含む。）であるものの給料その他の給与、定時制通信教育手当及び産業教育手当並びに講師（高等学校標準法第二十三條第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬等は、都道府県の負担とする。

る者又は定時制の課程の授業を担当する者に限る。）並びに定時制の課程の授業を担当する指導教諭、教諭、助教諭及び講師（常勤の者及び地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち高等学校標準法第七條の規定に基づき都道府県が定める高等学校等教職員定数に基づき配置される職員（高等学校標準法第二十四條各号に掲げる者を含む。）であるものの給料その他の給与、定時制通信教育手当及び産業教育手当並びに講師（高等学校標準法第二十三條第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬等は、都道府県の負担とする。

○ 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（附則第十二条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
（組織及び委員） 第五十二条（略） 2・3（略） 4 委員及び予備委員は、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二</u>条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。 5（略） 6（略） 7（略）	（組織及び委員） 第五十二条 収用委員会は、委員七人をもつて組織する。 2 収用委員会には、就任の順位を定めて、二人以上の予備委員を置かなければならない。 3 委員及び予備委員は、法律、経済又は行政に関してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることが出来る者のうちから、都道府県の議会の同意を得て、都道府県知事が任命する。 4 委員及び予備委員は、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八</u>条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。 5 委員及び予備委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、都道府県の議会の閉会又は解散のためにその同意を得ることができないときは、都道府県知事は、第三項の規定にかかわらず、都道府県の議会の同意を得ないで委員及び予備委員を任命することができる。 6 前項の場合においては、任命後最初の議会でその承認を得なければならぬ。この場合において、議会の承認を得ることができないときは、都道府県知事は、その委員及び予備委員を罷免しなければならない。 7 委員及び予備委員は、非常勤とする。ただし、政令で定める都道府県の収用委員会の委員は、政令で定めるところにより、常勤とすることができる。

改正案	現行
（管理者の選任及び身分取扱い） 第七條の二（略）	（管理者の選任及び身分取扱い） 第七條の二 管理者は、地方公営企業の経営に關し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が任命する。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、管理者となることができない。 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
3 管理者は、衆議院議員若しくは参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは常勤の職員若しくは地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。	3 管理者は、衆議院議員若しくは参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは常勤の職員若しくは地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。
4（略）	4 管理者の任期は、四年とする。
5（略）	5 管理者は、再任されることができない。
6（略）	6 管理者は、常勤とする。
7（略）	7 地方公共団体の長は、管理者が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は管理者の業務の執行が適当でないため経営の状況が悪化したと認める場合その他管理者がその職に必要な適格性を欠くと認める場合には、これを罷免することができる。
8（略）	8 地方公共団体の長は、管理者に職務上の義務違反その他管理者たるに適しない非行があると認める場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができ。
9（略）	9 管理者は、前二項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免され、又は懲戒処分を受けることがない。

10 管理者は、第二項各号のいずれかに該当するに至つた

ときは、その職を失う。

11 地方自治法第百五十九条、第百六十五条第二項及び第百八十条の五第六項から第八項まで並びに地方公務員法第三十条から第三十七条まで及び第三十八条第一項の規定は、管理者について準用する。

○ 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）（附則第十二条関係）
（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（公立の高等学校の教員等の定時制通信教育手当） 第五条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百 百四条第二項の規定により支給することができ定時制 通信教育手当は、公立の高等学校の校長、副校長、教頭 、主幹教諭、指導教諭、教員（教諭、養護教諭、助教諭 、養護助教諭及び講師（常時勤務の者並びに地方公務員 法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四 第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び同法第 二十二條の二第一項第二号に掲げる者に限る。）をいう 。以下この条において同じ。）及び実習助手のうち次に 掲げる者を対象とするものとし、その内容は、条例で定 める。 一・二 （略）	（公立の高等学校の教員等の定時制通信教育手当） 第五条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百 百四条第二項の規定により支給することができ定時制 通信教育手当は、公立の高等学校の校長、副校長、教頭 、主幹教諭、指導教諭、教員（教諭、養護教諭、助教諭 、養護助教諭及び講師（常時勤務の者並びに地方公務員 法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の五 第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び同法第 二十二條の二第一項第二号に掲げる者に限る。）をいう 。以下この条において同じ。）及び実習助手のうち次に 掲げる者を対象とするものとし、その内容は、条例で定 める。 一 公立の高等学校で、定時制の課程又は通信制の課程 を置くものの校長（本務として当該高等学校の校長（ 中等教育学校の後期課程にあつては、当該課程の属す る中等教育学校の校長とする。）の職にある者に限る 。）、副校長（本務として定時制の課程又は通信制の 課程に関する校務をつかさどる者に限る。）、教頭（ 定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理す る者に限る。）、主幹教諭（本務として定時制の課程 若しくは通信制の課程に関する校務の一部を整理する 者又は本務として定時制教育若しくは通信教育に従事 する者に限る。）、指導教諭（本務として定時制教育 又は通信教育に従事する者に限る。）及び教員（本務 として定時制教育又は通信教育に従事する者に限る。）

二 前号に規定する高等学校の実習助手（本務として定
時制教育又は通信教育に従事する者に限る。）であつ
て、その技術が優秀と認められるものとして政令で定
める者

○ 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）（附則第十二条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
（委員の服務等） 第十条（略） 2 委員は、国若しくは地方公共団体の常勤の職員又は国家公務員法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。 3・4 （略） （委員の服務等） 第四十二条（略）	（委員の服務等） 第十条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第九十六条第一項、第九十七条、第九十八条第一項、第九十九条、第一百条第一項及び第二項、第一百三條第一項及び第二項並びに第一百四條の規定は、委員の服務について準用する。この場合において、同法第九十七条中「政令」とあるのは「内閣府令」と、同法第一百三條第二項中「人事院規則の定めるところにより、所轄庁の長の申出により人事院の承認」とあり、又は同法第一百四條中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長の許可」とあるのは「内閣総理大臣の承認」と読み替えるものとする。 2 委員は、国若しくは地方公共団体の常勤の職員又は国家公務員法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。 3 委員は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。 4 委員の給与は、別に法律で定める。 （委員の服務等） 第四十二条 地方公務員法第三十条から第三十四条まで及び第三十八條第一項本文の規定は、委員の服務について準用する。ただし、都道府県知事は、委員が同項に規定する地位を兼ね、又は同項に規定する行為をすることが委員の職務の遂行上支障があると認める場合のほかは、

2 委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは常勤の職員又は地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。 3 (略)	
同項に規定する許可を与えるものとする。 2 委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは常勤の職員又は地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。 3 委員は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。	

○ 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）（附則第十二条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 （略） 2 この法律において「教職員」とは、校長（園長を含む。以下同じ。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助教諭、養護助教諭、助保育教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいう。以下同じ。）及び事務職員をいう。	（定義） 第二条 この法律において「学校」とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園をいう。 2 この法律において「教職員」とは、校長（園長を含む。以下同じ。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、養護教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助教諭、養護助教諭、助保育教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいう。以下同じ。）及び事務職員をいう。

○ 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律（昭和三十二年法律第百四十五号）（附則第十二条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 この法律において「教員」とは、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師（常時勤務の者並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二</u>条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び同法第二十二條の二第一項第二号に掲げる者に限る。）をいう。	（定義） 第二条 この法律において「教員」とは、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師（常時勤務の者並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八</u>条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び同法第二十二條の二第一項第二号に掲げる者に限る。）をいう。

○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）（附則第十二条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算） 第十七条 第六条の二から第九条まで又は第十条の二から第十四条までに定めるところにより算定した教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の義務教育諸学校（共同調理場を含む。）に置く校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二</u>条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができる。 2 （略）	（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算） 第十七条 第六条の二から第九条まで又は第十条の二から第十四条までに定めるところにより算定した教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の義務教育諸学校（共同調理場を含む。）に置く校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八</u>条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができる。 2 第七条又は第十一条に定めるところにより算定した教頭及び教諭等の数は、政令で定めるところにより、公立の義務教育諸学校に置く講師（地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる者に限り、その配置の目的等を考慮して政令で定める者を除く。）の数に換算することができる。

○ 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）（附則第十二条
関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算） 第二十三条 第八条から第十二条まで又は第十六条から第二十一条までに定めるところにより算定した教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）又は特別支援学校の高等部に置く校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）<u>第二十二</u>条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができる。 2 （略）	（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算） 第二十三条 第八条から第十二条まで又は第十六条から第二十一条までに定めるところにより算定した教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）又は特別支援学校の高等部に置く校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）<u>第二十八</u>条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができる。 2 第九条又は第十七条に定めるところにより算定した教諭等の数は、政令で定めるところにより、公立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）又は特別支援学校の高等部に置く講師（地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる者に限り、その配置の目的等を考慮して政令で定める者を除く。）の数に換算することができる。

○ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）（附則第十二条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条（略） 2 この法律において、「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長（園長を含む。次条第一項において同じ。） 、副校長（副園長を含む。同項において同じ。） 、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二</u>条の四） 第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。） 、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。	（定義） 第二条 この法律において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼稚園をいう。 2 この法律において、「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長（園長を含む。次条第一項において同じ。） 、副校長（副園長を含む。同項において同じ。） 、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八</u>条の五） 第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。） 、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）（附則第十二条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
（公務員に関する特例） 第六十一条（略） 2 5 （略）	（公務員に関する特例） 第六十一条 第二章から第九章まで、第三十条、前章、第五十三条、第五十四条、第五十六条、第五十六条の二、前条、次条から第六十四条まで及び第六十六条の規定は、国家公務員及び地方公務員に關しては、適用しない。 2 国家公務員及び地方公務員に關しては、第三十二条中「育児等退職者」とあるのは「育児等退職者（第二十七条に規定する育児等退職者をいう。以下同じ。）」と、第三十四条第二項中「対象労働者等」とあるのは「対象労働者等（第三十条に規定する対象労働者等をいう。以下同じ。）」とする。 3 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二條第四項に規定する行政執行人（以下この条において「行政執行人」という。）の職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員にあっては、第十一条第一項ただし書の規定を適用するとしたならば同項ただし書各号のいづれにも該当するものに限る。）は、当該職員の勤務する行政執行人の長の承認を受けて、当該職員の配偶者、父母若しくは子（これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。）又は配偶者の父母であつて負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により第二条第三号の厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この条において「要

6 前三項の規定は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四条第一項に規定する職員（同法第十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第十一条第一項ただし書の規定を適用するものに限る。）について準用する。この場合において、第三項中「当該職員の勤務する行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十

4 前項の規定により休業をすることができる期間は、行政執行法人の長が、同項に規定する職員の申出に基づき、要介護家族の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、合算して九十三日を超えない範囲内で指定する期間（第三十項において「指定期間」という。）内において必要と認められる期間とする。

5 行政執行法人の長は、第三項の規定による休業の承認を受けようとする職員からその承認の請求があつたときは、当該請求に係る期間のうち業務の運営に支障があるとな認められる日又は時間を除き、これを承認しなければならぬ。ただし、国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員のうち、第三項の規定による休業をすることができないこととするについて合理的な理由があるとな認められる者として厚生労働省令で定めるものに該当する者からの当該請求があつた場合は、この限りでない。

6 前三項の規定は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四条第一項に規定する職員（同法第十二条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第十一条第一項ただし書の規定を適用するものに限る。）について準用する。この場合において、第三項中「当該職員の勤務する行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十

七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。次項及び第五項において同じ。」と、第四項中「行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法第六條第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「同項」とあるのは「前項」と、前項中「行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法第六條第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「業務」とあるのは「公務」と、同項ただし書中「国家公務員法第八十一條の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員」とあるのは「同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」と読み替えるものとする。

七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。次項及び第五項において同じ。」と、第四項中「行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法第六條第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「同項」とあるのは「前項」と、前項中「行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法第六條第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「業務」とあるのは「公務」と、同項ただし書中「国家公務員法第八十一條の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員」とあるのは「同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」と読み替えるものとする。

7 行政執行法人の職員（国家公務員法第八十一條の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員にあつては、第十六條の三第二項において準用する第十六條第一項ただし書の規定を適用する）としたならば第十六條の三第二項において読み替えて準用する第六條第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。）であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するものは、当該職員の勤務する行政執行法人の長の承認を受けて、負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして第十六條の二第一項の厚生労働省令で定める当該子の世話をを行うため、休暇を取得することができる。

8 前項の規定により休暇を取得することができる日数は、一の年において五日（同項に規定する職員が養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日）を限度とするものとする。

9 第七項の規定による休暇は、一日の所定労働時間が短

11 第七項から前項までの規定は、地方公務員法第四条第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第十六条の三第二項において準用する第十六条の三第二項において読み替えて準用する第六條第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。」について準用する。この場合において、第七項中「当該職員の勤務する行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法第六條第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七條第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。第十項において同じ。）」と、第九項中「行政執行法人の」とあるのは「地方公務員法第四條第一項に規定する」と、前項中「行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法第六條第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「職員」とあるのは「同法第四條第一項に規定する職員」と、「業務」とあるのは「公務」と読み替えるものとする。

12 15 (略)

10 行政執行法人の職員として厚生労働省令で定めるもの以外の者は、厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得することができる。

11 第七項から前項までの規定は、地方公務員法第四條第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第十六条の三第二項において準用する第十六条の三第二項において読み替えて準用する第六條第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。」について準用する。この場合において、第七項中「当該職員の勤務する行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法第六條第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七條第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。第十項において同じ。）」と、第九項中「行政執行法人の」とあるのは「地方公務員法第四條第一項に規定する」と、前項中「行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法第六條第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「職員」とあるのは「同法第四條第一項に規定する職員」と、「業務」とあるのは「公務」と読み替えるものとする。

12 行政執行法人の職員（国家公務員法第八十一條の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常勤勤務することゝを要しない職員にあつては、第十六条の六第二項において準用する第六條第一項ただし書の規定を

16 第十二項から前項までの規定は、地方公務員法第四
 第一項に規定する職員（同法第二十二條の四第一項に規
 定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員に
 あつては、第十六條の六第二項において準用する第六條
 第一項ただし書の規定を適用する）として準用する第六
 第一項ただし書の規定を適用する）として準用する第六
 の六第二項において読み替へて準用する第六條第一項た
 だし書各号のいづれにも該当しないものに限る。）につ
 いて準用する。この場合において、第十二項中「当該職
 員の勤務する行政執行法人の長」とあるのは「地方公務
 員法第六條第一項に規定する任命権者又はその委任を受
 けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭
 和三十一年法律第百六十二号）第三十七條第一項に規定
 する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。第
 十五項において同じ。）」と、第十四項中「行政執行

適用する）としたならば第十六條の六第二項において読み
 替へて準用する第六條第一項ただし書各号のいづれにも
 該当しないものに限る。）は、当該職員の勤務する行政
 執行法人の長の承認を受けて、当該職員の要介護家族の
 介護その他の第十六條の五第一項の厚生労働省令で定め
 る世話をを行うため、休暇を取得することができ、
 13 前項の規定により休暇を取得することができ、日数は
 、一の年において五日（要介護家族が二人以上の場合に
 あつては、十日）を限度とするものとする。
 14 第十二項の規定による休暇は、一日の所定労働時間が
 短い行政執行法人の職員として厚生労働省令で定めるも
 の以外の者は、厚生労働省令で定める一日未満の単位で
 取得することができる。
 15 行政執行法人の長は、第十二項の規定による休暇の承
 認を受けようとする職員からその承認の請求があつたと
 きは、業務の運営に支障があると認められる場合を除き
 、これを承認しなければならない。
 16 第十二項から前項までの規定は、地方公務員法第四
 第一項に規定する職員（同法第二十八條の五第一項に規
 定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員に
 あつては、第十六條の六第二項において準用する第六條
 第一項ただし書の規定を適用する）として準用する第六
 第一項ただし書の規定を適用する）として準用する第六
 の六第二項において読み替へて準用する第六條第一項た
 だし書各号のいづれにも該当しないものに限る。）につ
 いて準用する。この場合において、第十二項中「当該職
 員の勤務する行政執行法人の長」とあるのは「地方公務
 員法第六條第一項に規定する任命権者又はその委任を受
 けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭
 和三十一年法律第百六十二号）第三十七條第一項に規定
 する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。第
 十五項において同じ。）」と、第十四項中「行政執行

法人の」とあるのは「地方公務員法第四条第一項に規定する」と、前項中「行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「職員」とあるのは「同法第四条第一項に規定する職員」と、「業務」とあるのは「公務」と読み替えるものとする。

17
・ 18
(略)

19 地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下この条において同じ。）は、三歳に満たない子を養育する地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第十六

法人の」とあるのは「地方公務員法第四条第一項に規定する」と、前項中「行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「職員」とあるのは「同法第四条第一項に規定する職員」と、「業務」とあるのは「公務」と読み替えるものとする。

17 行政執行法人の長は、三歳に満たない子を養育する当該行政執行法人の職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常勤勤務することを要しない職員にあつては、第十六条の八第一項の規定を適用する）としたならば同項各号のいずれにも該当しないものに限る。）が当該子を養育するため請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、所定労働時間を超えて勤務しないことを承認しなければならない。

18 前項の規定は、要介護家族を介護する行政執行法人の職員について準用する。この場合において、同項中「第十六条の八第一項」とあるのは「第十六条の九第一項」と、「同項各号」とあるのは「第十六条の九第一項において準用する第十六条の八第一項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

19 地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下この条において同じ。）は、三歳に満たない子を養育する地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第十六

20
31
(略)

条の八第一項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものに限る。が当該子を養育するために請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、所定労働時間を超えて勤務しないことを承認しなければならない。

20
21
22

条の八第一項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものに限る。が当該子を養育するために請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、所定労働時間を超えて勤務しないことを承認しなければならない。

20 前項の規定は、要介護家族を介護する地方公務員法第四條第一項に規定する職員について準用する。この場合において、前項中「第十六條の八第一項」とあるのは「第十六條の九第一項において準用する第十六條の八第一項」と、「同項各号」とあるのは「第十六條の九第一項において準用する第十六條の八第一項各号」と、「当該子を養育する」と読み替えるものとする。

21 行政執行法人の長は、当該行政執行法人の職員について労働基準法第三十六條第一項の規定により同項に規定する労働時間を延長することができる場合において、当該職員であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するもの（第十七條第一項の規定を適用するもの）がらば同項各号のいずれにも該当しないものに限る。が当該子を養育するために請求した場合で業務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、制限時間（第十七條第一項に規定する制限時間をいう。第二十三項において同じ。）を超えて当該労働時間を延長して勤務しないことを承認しなければならない。

22 前項の規定は、行政執行法人の職員であつて要介護家族を介護するものについて準用する。この場合において、同項中「第十七條第一項の」とあるのは「第十八條第一項において準用する第十七條第一項の」と、「同項各号」とあるのは「第十八條第一項において準用する第十七條第一項各号」と、「当該子を養育する」と読み替えるものとする。

- 23。地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者は、同法第四条第一項に規定する職員について労働基準法第三十六条第一項の規定により同項に規定する労働時間を延長することができるところにおいて、当該職員であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するもの（第十七条第一項の規定を適用するもの）が当該子を養育するために請求した場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、制限時間を超えて当該労働時間を延長して勤務しないことを承認しなければならない。
- 24 前項の規定は、地方公務員法第四条第一項に規定する職員であつて要介護家族を介護するものについて準用する。この場合において、前項中「第十七条第一項」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項」と、「同項各号」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。
- 25 行政執行法人の長は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する当該行政執行法人の職員であつて第十九条第一項の規定を適用するもの（同項各号のいづれにも該当しないものが当該子を養育するために請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、深夜（同項に規定する深夜をいう。第二十七項において同じ。）において勤務しないことを承認しなければならぬ。）において準用する。この場合において、同項中「第十九条第一項」とあるのは「第二十条第一項において準
- 26 前項の規定は、要介護家族を介護する行政執行法人の職員について準用する。この場合において、同項中「第

用する第十九条第一項」と、「同項各号」とあるのは「第二十条第一項において準用する第十九条第一項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

27 地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する同法第四条第一項に規定する職員であつて第十九条第一項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものが当該子を養育するために請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、深夜において勤務しないことを承認しなればならない。

28 前項の規定は、要介護家族を介護する地方公務員法第四条第一項に規定する職員について準用する。この場合において、前項中「第十九条第一項」とあるのは「第二十条第一項において準用する第十九条第一項」と、「同項各号」とあるのは「第二十条第一項において準用する第十九条第一項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

29 行政執行法人の職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常勤勤務することとを要しない職員にあつては、第二十三条第三項ただし書の規定を適用する）としたならば同項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。）は、当該職員の勤務する行政執行法人の長の承認を受けて、要介護家族の介護をするため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことができる。

30 前項の規定により勤務しないことができる時間は、要介護家族の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護

32 前三項の規定は、地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第二十三條第三項ただし書の規定を適用するものに限る。）に項ただし書各号のいづれにも該当しないものに限る。）について準用する。この場合において、第二十九項中「当該職員の勤務する行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法第六條第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、前項中「行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法第六條第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「職員」とあるのは「同法第四条第一項に規定する職員」と、「業務」とあるのは「公務」と読み替えるものとする。

31 行政執行法人の長は、第二十九項の規定による承認を受けようとする職員からその承認の請求があつたときは、当該請求に係る時間のうち業務の運営に支障があると認められる時間を除き、これを承認しなければならぬ。

32 前三項の規定は、地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第二十三條第三項ただし書の規定を適用するものに限る。）に項ただし書各号のいづれにも該当しないものに限る。）について準用する。この場合において、第二十九項中「当該職員の勤務する行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法第六條第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、前項中「行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法第六條第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「職員」とあるのは「同法第四条第一項に規定する職員」と、「業務」とあるのは「公務」と読み替えるものとする。

33 行政執行法人の長は、職場において行われる当該行政執行法人の職員に対する国家公務員の育児休業等に関する法律第三條第一項の規定による育児休業、第三項の規定による休業その他の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されることのないよう、当該職員からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

34 第二十五條第二項の規定は、行政執行法人の職員が前

項の相談を行い、又は行政執行法人の長による当該相談への対応に協力した際に事実を述べた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「解雇その他不利益な」とあるのは、「不利益な」と読み替えるものとする。

35 第二十五条の二の規定は、行政執行法人の職員に係る第三十三項に規定する言動について準用する。この場合において、同条第一項中「事業主」とあるのは「行政執行法人の長」と、同条第二項中「事業主」とあるのは「行政執行法人の長」と、その雇用する労働者」とあるのは「当該行政執行法人の職員」と、「当該労働者」とあるのは「当該職員」と、同条第三項中「事業主（その者が法人である場合にあつては、その役員）」とあるのは「行政執行法人の役員」と、同条第四項中「労働者は」とあるのは「行政執行法人の職員は」と、「事業主」とあるのは「行政執行法人の長」と、「前条第一項」とあるのは「第六十一条第三十三項」と読み替えるものとする。

36 地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者は、職場において行われる同法第四条第一項に規定する職員に対する地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項の規定による育児休業、第六項において準用する第三項の規定による休業その他の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されることのないよう、当該職員からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

(附則第十三条関係)

(傍線部分は今回改正部分)

	改 正 案
(兼職及び他の事業等の従事) 第八條 大学の教員に対する地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の六第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、同条第一項中「定年に達した日以後における最初の三月三十一日までの間に達して、条例で定める日」とあるのは「定年に達した日から起算して一年を超えない範囲内で評議会の議に基づき学長があらかじめ指定する日」と、同条第二項中「国の職員につき定められている定年を基準として条例で」とあるのは「評議会の議に基づき学長が」と、同条第四項中「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的に任用される職員」とする。 2 大学の教員については、地方公務員法第二十八條の六第三項及び第二十八條の七の規定は、適用しない。 (削る)	(定年) 第八條 大学の教員に対する地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の二第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、同条第一項中「定年に達した日以後における最初の三月三十一日までの間に達して、条例で定める日」とあるのは「定年に達した日から起算して一年を超えない範囲内で評議会の議に基づき学長があらかじめ指定する日」と、同条第二項中「国の職員につき定められている定年を基準として条例で」とあるのは「評議会の議に基づき学長が」と、同条第四項中「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的に任用される職員」とする。 2 大学の教員については、地方公務員法第二十八條の二第三項及び第二十八條の三の規定は、適用しない。 3 大学の教員への採用についての地方公務員法第二十八條の四から第二十八條の六までの規定の適用については、同法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項並びに第二十八條の六第一項及び第二項中「任期を定め」とあるのは「教授会の議に基づき学長が定める任期をもつて」と、同法第二十八條の四第二項(同法第二十八條の五第二項及び第二十八條の六第三項において準用する場合を含む。)中「範囲内で」とあるのは「範囲内で教授会の議に基づき学長が定める期間をもつて」とする。 (兼職及び他の事業等の従事)

第十七条 (略)

2 前項の規定は、非常勤の講師（地方公務員法第二十二
条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び
同法第二十二條の二第一項第二号に掲げる者を除く。）
については、適用しない。

3 (略)

第十七条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又
は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが
本務の遂行に支障がないと任命権者（地方教育行政の組
織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県
費負担教職員については、市町村（特別区を含む。以下
同じ。）の教育委員会。第二十三条第二項及び第二十四
条第二項において同じ。）において認める場合には、給
与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事
業若しくは事務に従事することができる。

2 前項の規定は、非常勤の講師（地方公務員法第二十八
条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び
同法第二十二條の二第一項第二号に掲げる者を除く。）
については、適用しない。

3 第一項の場合においては、地方公務員法第三十八条第
二項の規定により人事委員会が定める許可の基準による
ことを要しない。

○へき地教育振興法（昭和二十九年法律第四百十三号）（附則第十四条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（へき地手当等） 第五条の二 都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の設置する小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程並びに共同調理場については、当該指定都市。次条において同じ。）は、条例で定めるところにより、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で指定するへき地学校並びにこれに準ずる学校及び共同調理場（以下「へき地学校等」という。）に勤務する教員及び職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二</u>条の四第一項若しくは第二十二條の五第一項は第二十八條の六第一項若しくは第二項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）<u>第十八</u>条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）<u>第五</u>条の規定により採用された教員及び職員（次条第一項において「再任用教職員等」という。）を除く。）に対して、<u>2・3</u>へき地手当を支給しなければならない。 2・3（略）	（へき地手当等） 第五条の二 都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の設置する小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程並びに共同調理場については、当該指定都市。次条において同じ。）は、条例で定めるところにより、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で指定するへき地学校並びにこれに準ずる学校及び共同調理場（以下「へき地学校等」という。）に勤務する教員及び職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八</u>条の四第一項、<u>第二十八</u>条の五第一項若しくは第二十八條の六第一項若しくは第二項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）<u>第十八</u>条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）<u>第五</u>条の規定により採用された教員及び職員（次条第一項において「再任用教職員等」という。）を除く。）に対して、<u>2</u>へき地手当を支給しなければならない。 <u>2</u>へき地手当の月額は、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める。 <u>3</u>へき地学校等が当該学校に勤務する教員及び職員に対し地域手当を支給される地域に所在する場合におけるへき地手当と地域手当その他の手当との調整等に関し必要な事項は、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）（附則第十五条関係）
（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案			現 行		
規定	(略)	読み替える字句	規定	読み替える字句	（兼職禁止） 第六条 教育長及び委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。 （地方公務員法の適用の特例） 第四十七条 この法律に特別の定めがあるもののほか、県費負担教職員に対して地方公務員法を適用する場合においては、同法中次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
	(略)				
	(略)				
規定	第十六条各号列記以外	読み替える字句	規定	読み替える字句	（兼職禁止） 第六条 教育長及び委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。 （地方公務員法の適用の特例） 第四十七条 この法律に特別の定めがあるもののほか、県費負担教職員に対して地方公務員法を適用する場合においては、同法中次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
	職員				
	職員（第三号の場合にあつては、都道府県教育委員会又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五十五條第一項若しくは第六十條第一項の規定により同法第三十七條第一項に規定する県費負担教職員の任用				

(略)	第二十二條 の四第一項			(略)	
(略)	短時間勤務 の職(	地方公共団 体の	当該任命権 者の属する	(略)	
(略)	当該市町村を包括する都道 府県の区域内の市町村の短 時間勤務の職(	市町村		(略)	

第二十六條 の第二十一項 及び第二十三 六條の第三十	(新設)	第十六條第 二号	
任命権者		当該地方公 共団体にお いて	
市町村教育委員会		都道府県教育委員会(地方 教育行政の組織及び運営に 関する法律第五十五條第一 項又は第六十一條第一項の 規定により同法第三十七條 第一項に規定する県費負担 教職員の懲戒に関する事務 を行うこととされた市町村 教育委員会を含む。)によ り	に關する事務を行うことと された市町村教育委員会の 任命に係る職員及び懲戒免 職の処分を受けた当時属し ていた地方公共団体の職員

(略)	(略)	(略)	(略)	(削る)	(削る)	
(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)			

第三十八条	第三十七条	第三十四条第二項	第二十九条第一項第一号	第二十八条の五第一項	第二十八条の四第一項	一項
任命権者	地方公共団体	任命権者	この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律	短時間勤務の職（ 当該地方公共団体	常時勤務を要する職 当該地方公共団体	
市町村教育委員会	都道府県及び市町村	市町村教育委員会	この法律、第五十七条に規定する特例を定めた法律若しくは地方教育行政の組織及び運営に関する法律	当該市町村を包括する都道府県の区域内の市町村の短時間勤務の職（ 市町村	当該市町村を包括する都道府県の区域内の市町村の常時勤務を要する職 市町村	

る職（指導主事並びに校長、園長及び教員の職を除く。）に採用することができる。

一・二 （略）

2
4 （略）

（初任者研修に係る非常勤講師の派遣）

第四十七条の三 市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。）以下この条において同じ。）町村の教育委員会は、都道府県委員会が教育公務員特例法第二十三条第一項の初任者研修を実施する場合において、市町村の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校（後期課程に定時制の課程（学校教育法第四条第一項に規定する定時制の課程をいう。以下同じ。）のみを置くものに限る。）又は特別支援学校に非常勤の講師（地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下この条及び第六十一条第一項に

る職（指導主事並びに校長、園長及び教員の職を除く。）に採用することができる。

一 児童又は生徒に対する指導が不適切であること。

二 研修等必要な措置が講じられたとしてもなお児童又は生徒に対する指導を適切に行うことができないと認められること。

2 事実の確認の方法その他前項の県費負担教職員が同項各号に該当するかどうかを判断するための手続に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定めるものとする。

3 都道府県委員会は、第一項の規定による採用に当たっては、公務の能率的な運営を確保する見地から、同項の県費負担教職員の適性、知識等について十分に考慮するものとする。

4 第四十条後段の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条後段中「当該他の市町村」とあるのは、「当該都道府県」と読み替えるものとする。

（初任者研修に係る非常勤講師の派遣）

第四十七条の三 市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。）以下この条において同じ。）町村の教育委員会は、都道府県委員会が教育公務員特例法第二十三条第一項の初任者研修を実施する場合において、市町村の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校（後期課程に定時制の課程（学校教育法第四条第一項に規定する定時制の課程をいう。以下同じ。）のみを置くものに限る。）又は特別支援学校に非常勤の講師（地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下この条及び第六十一条第一項に

において同じ。）（高等学校にあつては、定時制の課程の授業を担当する非常勤の講師に限る。）を勤務させる必要があるとき、都道府県委員会に対し、当該都道府県委員会の事務局の非常勤の職員の派遣を求めることができる。

2
4
(略)

において同じ。）（高等学校にあつては、定時制の課程の授業を担当する非常勤の講師に限る。）を勤務させる必要があるとき、都道府県委員会に対し、当該都道府県委員会の事務局の非常勤の職員の派遣を求めることができる。

2 前項の規定による求めに応じて派遣される職員（第四項において「派遣職員」という。）は、派遣を受けた市町村の職員の身分を併せ有することとなるものとし、その報酬、職務を行うために要する費用の弁償及び期末手当（地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる者にあつては、給料、手当及び旅費）は、当該職員の派遣をした都道府県の負担とする。

3 市町村の教育委員会は、第一項の規定に基づき派遣された非常勤の講師の服務を監督する。

4 前項に規定するもののほか、派遣職員の身分取扱いに關しては、当該職員の派遣をした都道府県の非常勤の講師に關する定め適用があるものとする。

（中等教育学校を設置する市町村に關する特例）

第六十一條 市（指定都市を除く。以下この項及び附則第二十七條において同じ。）町村の設置する中等教育学校（後期課程に定時制の課程のみを置くものを除く。以下この条及び附則第二十七條において同じ。）の県費負担、教職員の任免、給与（非常勤の講師にあつては、報酬、職務を行うために要する費用の弁償及び期末手当の額）の決定、休職及び懲戒に關する事務は、第三十七條第一項の規定にかかわらず、当該市町村の教育委員会が行う。

2
3
(略)

（中等教育学校を設置する市町村に關する特例）

第六十一條 市（指定都市を除く。以下この項及び附則第二十八條において同じ。）町村の設置する中等教育学校（後期課程に定時制の課程のみを置くものを除く。以下この条及び附則第二十八條において同じ。）の県費負担、教職員の任免、給与（非常勤の講師にあつては、報酬、職務を行うために要する費用の弁償及び期末手当の額）の決定、休職及び懲戒に關する事務は、第三十七條第一項の規定にかかわらず、当該市町村の教育委員会が行う。

2 市（指定都市及び中核市を除く。以下この項において同じ。）町村が設置する中等教育学校の県費負担教職員の研修は、第四十五條並びに教育公務員特例法第二十一

附 則

(削る)

(中核市の特別支援学校の幼稚部の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修の特例)
第二十五条 (略)

(中核市の県費負担教職員に対する指導改善研修の特例)
第二十六条 (略)

条第二項、第二十二條の三から第二十二條の五まで、第二十三條第一項及び第二十四條第一項の規定にかかわらず、当該市町村の教育委員会が行う。
3 中核市が設置する中等教育学校の県費負担教職員に係る第五十九條の規定の適用については、同条中「第二十二條の四」とあるのは、「第二十二條の三から第二十二條の五まで」とする。

附 則

(定年退職者に係る経過措置)

第二十五条 第四十七條第一項(地方公務員法第二十八條の四第一項に係る部分に限る。)の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第九十二号)〔附則第五條の規定の適用を受ける県費負担教職員について準用する。〕

(中核市の特別支援学校の幼稚部の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修の特例)
第二十六条 中核市の設置する特別支援学校の幼稚部の教諭、助教諭及び講師に対する教育公務員特例法第二十四条第一項の中堅教諭等資質向上研修は、当分の間、第五十九條の規定にかかわらず、当該中核市を包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならない。

(中核市の県費負担教職員に対する指導改善研修の特例)
第二十七条 中核市の県費負担教職員に対する教育公務員特例法第二十五条第一項の指導改善研修は、当分の間、第五十九條の規定にかかわらず、当該中核市を包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならない。

（市町村の設置する中等教育学校の県費負担教職員に係る協議会の特例） 第二十七条（略）	（市町村の設置する中等教育学校の県費負担教職員に係る協議会の特例） 第二十八条 市町村の設置する中等教育学校の県費負担教職員に係る教育公務員特例法第二十二條の五第一項に規定する協議会に関する事務は、当分の間、第六十一條第二項及び同條第三項の規定により読み替えて適用する第五十九條の規定にかかわらず、当該市町村の教育委員会が行うことを要しない。この場合において、当該教育委員会は、同法第二十二條の三第一項に規定する指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ同法第二十二條の五第二項第二号に掲げる者、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会又は独立行政法人教職員支援機構の意見を聴くよう努めるものとする。
（政令への委任） 第二十八条（略）	（政令への委任） 第二十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）（附則第十六条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用） 第十八条 任命権者は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するため必要があると認めるときは、当該請求に係る期間を任期の限度として、短時間勤務職員（地方公務員法第二十条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下この条において同じ。）を採用することができる。 2（略） 6 任命権者が第一項又は前項の規定により短時間勤務職員を任用する場合には、地方公務員法第二十二條の四第	（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用） 第十八条 任命権者は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するため必要があると認めるときは、当該請求に係る期間を任期の限度として、短時間勤務職員（地方公務員法第二十条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下この条において同じ。）を採用することができる。 2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて短時間勤務職員を採用する場合には、当該短時間勤務職員にその任期を明示しなければならない。 3 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員について、条例で定めるところにより、当該育児短時間勤務職員の第十条第二項の規定による請求に係る期間又は当該期間の初日から第十一条第一項の規定による請求に係る期間の末日までの期間の範囲内において、その任期を更新することができる。 4 第二項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。 5 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員を、任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、その任期中、他の職に任用することができる。 6 任命権者が第一項又は前項の規定により短時間勤務職員を任用する場合には、地方公務員法第二十八條の五第

四項の規定は、適用しない。

(部分休業)

第十九条 任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会）は、職員（育児短時間勤務職員その他その任用の状況がこれに類する職員として条例で定める職員を除く。）が請求した場合には、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例の定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期（非常勤職員（地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）にあつては、三歳）に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（以下この条において「部分休業」という。）を承認することができる。

2・3 (略)

三項の規定は、適用しない。

(部分休業)

第十九条 任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会）は、職員（育児短時間勤務職員その他その任用の状況がこれに類する職員として条例で定める職員を除く。）が請求した場合には、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例の定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期（非常勤職員（地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）にあつては、三歳）に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（以下この条において「部分休業」という。）を承認することができる。

2

職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、国家公務員育児休業法第二十六条第二項に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない場合の国家公務員の給与の支給に関する事項を基準として定める条例の定めるところにより、減額して給与を支給するものとする。

3 第五条及び第十六条の規定は、部分休業について準用する。

○ 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）（附則第十七条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
（定義） 第二条（略） 2 この法律において「短時間勤務職員」とは、地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。 3 （略） （地方公務員法の適用除外） 第九條 任命権者が第五條又は前條第二項の規定により短時間勤務職員を任用する場合には、地方公務員法第二十二條の四第四項の規定は、適用しない。	（定義） 第二条 この法律において「職員」とは、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四條第一項に規定する職員（法律により任期を定めて任用することとされている職を占める職員及び非常勤職員を除く。）をいう。ただし、前条及び次項においては、同法第四條第一項に規定する職員をいう。 2 この法律において「短時間勤務職員」とは、地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。 3 この法律において「任命権者」とは、地方公務員法第六條第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。 （地方公務員法の適用除外） 第九條 任命権者が第五條又は前條第二項の規定により短時間勤務職員を任用する場合には、地方公務員法第二十八條の五第三項の規定は、適用しない。

改 正 案	現 行
（職員に係る他の法律の適用除外等） 第五十三条（略）	（職員に係る他の法律の適用除外等） 第五十三条 次に掲げる法律の規定は、特定地方独立行政法人の職員（以下この条において単に「職員」という。）には適用しない。 一 地方公務員法第八条（第一項第四号及び第七項を除く。）、第十四条第二項、第十五条の二第三項、第二十三条の二第三項、第二十三条の四から第二十六条の六第三項、第二十六条の五第三項（同法第二十六条の六第十一項において準用する場合を含む。）、第三十七条、第三十八条第二項、第三十九条第三項及び第四十条、第四十六条から第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで、第五十八条（第三項中労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十四条第二項及び第三項に係る部分並びに同法第七十五条から第八十八条まで及び船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十九条から第九十六条までに係る部分（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第一項に規定する者に適用される場合に限る。）を除く。）、第五十八条の二並びに第五十八条の三の規定 二 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定 三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第四条第二項、第七条、第八条、第十四条、第十五条及び第十九条の規定 職員（政令で定める基準に従い特定地方独立行政法人の理事長が定める職にある者を除く。）については、地

			3 職員に関する地方公務員法の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	

		3 方公務員法第三十六条の規定は、適用しない。 の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
第六条第一項		
地方公共団体の長、議会の議長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会、人事委員会及び公平委員会並びに警視総監、道府県警察本部、市長、町村の消防長(特別区が連合して維持する消防の消防長を含む。) その他法令又は条例に基づく任命権者	特定地方独立行政法人の理事長	条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める 設立団体(地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体)のいう。以下同じ。)の条例及び特定地方独立行政法人の

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第六條第二項	第十四條第一項	第十六條各号列記以外の部分	第十六條第二号	第十七條の二第二項	第十七條の二第三項
それぞれ職員	地方公共団体	条例	地方公共団体	人事委員会を置かない地方公共団体	人事委員会（人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者とする。
職員	特定地方独立行政法人	設立団体の条例	特定地方独立行政法人又は設立団体	特定地方独立行政法人	特定地方独立行政法人の理事長

(略)		(略)	(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

第二十一条の二第三項		第二十一条の二第二項	第十八条の二、第十九条及び第二十条第二項	第十八条			
又は他の地方公共団体	人事委員会等	任命権者が、人事委員会等の行う	人事委員会等	これらの機関	他の地方公共団体の機関	人事委員会等	以下この節において「人事委員会等」という。）
、地方公共団体又は他の特定地方独立行政法人	特定地方独立行政法人の理事長	特定地方独立行政法人の理事長が	特定地方独立行政法人の理事長	これらの機関又は他の特定地方独立行政法人	地方公共団体の機関若しくは他の特定地方独立行政法人	特定地方独立行政法人の理事長	

(略)	第二十二條				(略)	(略)
(略)	人事委員会規則（人事委員を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則。第二十二條の四第二項及び第二十二條の五第一項において同じ。）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第二十二條の第三項	第二十二條				第二十一條の第四項	第二十一條の第四項
人事委員会を置かない地方公共団体	人事委員会規則（人事委員を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則	人事委員会等	人事委員会等	人事委員会等	人事委員会規則で定める職（人事委員を置かない地方公共団体に命権者が定める職）	人事委員会規則で定める職
特定地方独立行政法人	特定地方独立行政法人の規程	特定地方独立行政法人の理事長	特定地方独立行政法人の理事長	特定地方独立行政法人の理事長	特定地方独立行政法人の理事長が定める職	特定地方独立行政法人の理事長が定める職

(略)	(略)	第二十二條の四第一項			
(略)	(略)	(略)	地方公共団体	人事委員会規則	第二十二條の四第一項、第二十六條の五第一項、第五項及び第六項（第二十六條の第六項において準用する場合を含む。）、第二十六條の六第一項から第三項まで、第六項、第七項各号列記以外の部分及び第八項並びに第二十七條第二項
(略)	(略)	(略)	特定地方独立行政法人	特定地方独立行政法人の規程	(略)

第二十八條第三項及び第四項並びに	第二十八條第一項第四号	第二十六條の五第一項、第五項及び第六項（第二十六條の第六項において準用する場合を含む。）、第二十六條の六第一項から第三項まで、第六項、第七項各号列記以外の部分及び第八項並びに第二十七條第二項	(新設)		
条例	職制	条例		地方公共団体の規則	
設立団体の条例	組織	設立団体の条例		特定地方独立行政法人の規程	

第二十八條の二第 三項	他の地方公共 団体	地方公共団体
第二十八條の二第 四項	条例	設立団体の条例
第二十八條の五第 一項	ときは、条例 で定めるところ により	ときは
第二十八條の五第 一項第一号及び第 二号	条例	特定地方独立行政法人 の規程
第二十八條の五第 二項	ときは、条例 で定めるところ により	ときは
第二十八條の五第 三項	人事委員会規 則（人事委員 会を置かない 地方公共団体 においては、 地方公共団体 の規則）	特定地方独立行政法人 の規程
	として条例	として特定地方独立行 政法人の規程

第二十八條の二第 一項及び第二項	(新設)
	(新設)
	(新設)
	(新設)
	(新設)
	(新設)
	(新設)

(略)		(略)	(削る)	(削る)	(削る)	第二十八條の七第 二項	第二十八條の七第 三項	二 号
(略)	(略)	(略)				(略)	條例	
(略)	(略)	(略)				(略)	設立団体の條例	

第二十九條第二項		第二十九條第一項	第二十八條の五第 一項	第二十八條の四第 二項及び第三項	第二十八條の四第 一項	(新設)		第二十八條の三第 二項
他の地方公共 団体若しくは 法人若しくは 地方公共	当該地方公共 法人							ときは、條例 で定めるところ により
他の地方公共 団体若しくは 法人若しくは 地方公共	当該特定地方独立行政 法人	條例、地方公 共団体の規則 若しくは地方 公共団体の機 関の定める 人の	地方公共団体		地方公共団体 條例	特定地方独立行政法人 設立団体の條例	特定地方独立行政法人 設立団体の條例	ときは

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第三十八條第一項	第三十六條第二項 第五号	第三十六條第二項 各号列記以外の部 分	第三十五條	第三十二條	第三十一條	第二十九條第四項 及び第二十九條の 二第二項	第二十八條	第二十七條
人事委員会規 則（人事委員 の規程	条例	地方公共団体 の区域	地方公共団体 条例	条例、地方公 共団体の規則 及び地方公共 団体の機関の 定める	条例	条例	条例	特定地方独立 行政法人
特定地方独立行政法人 の規程	設立団体の条例	特定地方独立行政法人 の設立団体の区域	特定地方独立行政法人 設立団体の条例	特定地方独立行政法人 の規程	特定地方独立行政法人 の規程	設立団体の条例	設立団体の条例	団体

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第三十八條の三、 第三十八條の四及 第三十八條の五	第三十八條の二第 八項	第三十八條の二第 七項	第三十八條の二第 二項	第三十八條の二第 一項	を置かない 地方公共団体 においては、 地方公共団体 の規則)
人事委員会	その組織	は 人事委員会又 地方公共団体	は 人事委員会又 人事委員会規 則	人事委員会を 置かない地方 公共団体にお いては、地方 公共団体の規 則	を置かない 地方公共団体 においては、 地方公共団体 の規則)
設立団体の人事委員会	その特定地方独立行政 法人の組織	設立団体は	設立団体の人事委員会 又は 設立団体の人事委員会 規則	特定地方独立行政法人 の規程	設立団体の人事委員会 規則（人事委員会を置 かない設立団体におい ては、設立団体の規則 ）をいう

(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

第一項	第三十八條の六第一項	第三十八條の六第二項	第三十八條の七
地方公共団体	は地方公共団体	当該地方公共団体	地方公共団体
特定地方独立行政法人又は設立団体は	当該特定地方独立行政法人	設立団体	（この条の規定により当該職員であつた者が在職して独立行政法人とみなされる特定地方独立行政法人を含む。）の合併（地方独立行政法人法第六條に規定する場合）により当該職員であつた者が在職して独立行政法人（以下この条において「元在職法人」という。）の権利及び義務が他の特定地方独立行政法人 （この条の規定により当該職員であつた者が在職して独立行政法人とみなされる特定地方独立行政法人を含む。）の合併（地方独立行政法人法第六條に規定する場合）により当該職員であつた者が在職して独立行政法人（以下この条において「元在職法人」という。）の権利及び義務が他の特定地方公共団体

(略)				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第四十二条				
地方公共団体	職団体の して当該元在 に類する者と 職員又はこれ 会の事務局の 職若しくは議 執行機関の組 元在職団体の	の 地方公共団体 して当該他の に類する者と 職員又はこれ 当するものに の事務局に相 若しくは議会 行機関の組織 在職団体の執 務局で当該元 くは議会の事 関の組織若し 団体の執行機 他の地方公共	他の地方公共 団体を当該元 在職団体	他の地方公共 団体を当該元 在職団体
特定地方独立行政法人	元在職法人の職員若し くは役員又はこれらに 類する者として		他の特定地方独立行政 法人の職員若しくは役 員又はこれらに類する 者として	他の特定地方独立行政 法人を当該元在職法人

4 5 6 (略)	附則第二十三項から第二十五項まで			附則第二十二項		附則第二十一項	(略)	
	条例	他の地方公共団体	条例	地方公共団体における	条例		(略)	
	設立団体の条例	地方公共団体	特定地方独立行政法人の規程	特定地方独立行政法人における	設立団体の条例		(略)	

4	(新設)	(新設)	(新設)	第六十条第七号	
				条例を定める団体	
				設立団体が条例を定めている場合における当該特定地方独立行政法人	

職員に関する外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和六十二年法律第七十八号）第二条及び第七条の規定の適用については、同法第二条第一項中「、条例」とあるのは「、設立団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）の条例」と、「（条例）」とあるのは「（設立団体の条例）」と、同項第四号中「条例で定めるもの」とあるのは「設立団体の条例で定めるもの」と、同法第七條中「条例」とあるのは「地方独立行政法人法第五十一条

給の基準」とする。

職員に関する地方公務員の育児休業等に関する法律第二
 条第一項、第三条第二項、第五条第二項、第十条第一
 項及び第二項、第十七条並びに第十八条第三項の規定の
 適用については、同法第二条第一項中「条例で定める職
 員」とあるのは「設立団体（地方独立行政法人法（平成
 十五年法律第百十八号）第六条第三項に規定する設立団
 体をいう。以下同じ。）の条例で定める職員」と、「条
 例で定める者」とあるのは「設立団体の条例で定める者
 」と、「で条例」とあるのは「で設立団体の条例」と、
 「条例で定める期間」とあるのは「設立団体の条例で定
 める期間」と、「条例」とあるのは「設立団体の条例」
 例」と、同法第三条第二項及び第五条第二項中「条例」
 とあるのは「設立団体の条例」と、同法第十条第一項中
 「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、「次の各号
 に掲げるいずれかの勤務の形態（一般職の職員の勤務時
 間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第
 六条の規定の適用を受ける国家公務員と同様の勤務の形
 態によつて勤務する職員以外の職員にあつては、第五号
 に掲げる勤務の形態）」とあるのは「五分の一勤務時間
 （当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間（以下この
 項において「週間勤務時間」という。）に五分の一を乗
 じて得た時間に端数処理（五分を最小の単位とし、これ
 に満たない端数を切り上げることをいう。以下この項に
 おいて同じ。）を行つて得た時間をいう。）に二を乗じ
 て得た時間に十分の一勤務時間（週間勤務時間に十分の
 一を乗じて得た時間に端数処理を行つて得た時間をいう
 ）を加えた時間から八分の一勤務時間（週間勤務時間
 に八分の一を乗じて得た時間に端数処理を行つて得た時
 間をいう。）に五を乗じて得た時間までの範囲内の時間

（設立団体が二以上である場合の特例）
第百二十三条（略）

となるように地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の理事長が定める勤務の形態」と、同条第二項及び同法第十七条中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、同条中「第十三条から前条まで」とあるのは「第十三条及び前条」と、同法第十八条第三項中「条例」とあるのは「設立団体の条例」とする。

6 職員に関する地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第三条から第七条までの規定の適用については、同法第三条第一項中「条例」とあるのは「設立団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）の条例」と、同条第二項、同法第四条並びに第五条第一項及び第二項中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、同条第三項中「承認（第二号にあつては、承認その他の処分）」とあるのは「承認その他の処分」と、「条例で」とあるのは「設立団体の条例で」と、同項第一号中「承認」とあるのは「承認に相当する承認その他の処分」と、同項第二号中「承認に相当する承認その他の処分」と、同項第三号中「条例の規定」とあるのは「規程」と、同項第三号中「承認」とあるのは「承認に相当する承認その他の処分」と、同法第六条第二項並びに第七条第一項及び第二項中「条例」とあるのは「設立団体の条例」とする。

（設立団体が二以上である場合の特例）
第百二十三条 設立団体が二以上である地方独立行政法人

に係る第十四条第一項及び第二項、第十七条第一項から第三項まで（これらの規定を第七十六条において準用する場合を含む。）、第十九条の二第二項及び第四項、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十五條第一項及び第二項第一号、第二十六條第一項及び第三項、第二十八條第一項及び第六項、第三十條第一項、第三十四條

第一項、第三十六條、第三十九條、第四十條第三項及び第四項、第四十一條第一項ただし書及び第二項ただし書、第四十二條の二第一項、第二項、第三項ただし書及び第四項、第四十四條第一項、第五十條第三項、第五十五條、第七十一條第二項及び第八項、第七十二條第一項、第七十七條の三、第七十九條の二第一項、第七十九條の三第一項、第二項及び第五項、第七十九條の四、第七十九條の五、第八十七條の八第一項、第八十七條の九第一項及び第四項、第八十七條の十第一項及び第六項、第八十七條の十四第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第八十七條の二十第三項、第二百一十一條第一項並びに第二百一十二條第一項に規定する権限の行使については、当該設立団体の長が協議して定めるところによる。

2 設立団体が二以上である場合において、第六條第四項、第十三條第四項後段及び第六項第二号、第十九條の二第四項、第二十二條第二項、第二十六條第一項及び第二十四條、第三十五條第一項後段、第四十條第六項、第四十四條第一項、第四十六條、第五十六條の二第一号及び第二号、第七十八條の二第二項、第八十七條の九第一項及び第三項第七号、第八十七條の十第一項第二号及び第二項並びに第八十七條の二十第四項の規定により条例又は規則で定めるものとされている事項は、当該設立団体が協議して定めるものとする。

3 設立団体は、前項の規定により協議して定めようとする場合において、当該事項が第六條第四項、第十九條の二第四項又は第四十四條第一項の規定により条例で定められるものとされている事項であるときは、あらかじめ、それぞれ議会の議決を経なければならない。

4 第八條第一項各号に掲げる事項のほか、設立団体が二

設立団体が二以上である場合における第五十条の二及び第五十三条第三項から第六項までの規定の適用については、第五十条の二の表第三十八条の二第一項の項中「設立団体（地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体）」とあるのは「条例適用設立団体（地方独立行政法人法第二百三十三条第四項の規定によりその条例を特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体）」と、「設立団体においては、設立団体」とあるのは「条例適用設立団体においては、条例適用設立団体」と、同表第三十八条の二第七項の項、第三十八条の二第八項の項、第三十八条の三の項、第三十八条の四及び第三十八条の五第一項の項、第三十八条の六第一項の項、第三十八条の六第二項の項及び第六十条第七号の項中「設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」と、第五十三条第三項の表第六条第一項の項中「設立団体（地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体）」と、第五十三条第三項の表第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。」とあるのは「地方独立行政法人法第二百三十三条第四項の規定によりその条例を特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体（以下「条例適用設立団体」という。）」と、同表第十六条各号列記以外の部分の項、第二十二條の四第一項の項、第二十二條の四第二項、第二十六條の五第一項、第五項及び第六項（第二十六條の六第十一項において準用する場合を含む。）、第二十六條の六第一項から第三項まで、第六項、第七項各号列記以外の部分及び第八項並びに第二十七條第二項の項、第二十八條第三項及び第四項並びに第二十八條の二第二項及び第二項の項、第二十八條の二第四項の項、第二

以上である特定地方独立行政法人の定款には、当該特定地方独立行政法人の職員に対していずれの設立団体の条例を適用するかを定めなければならない。

設立団体が二以上である場合における第五十条の二及び第五十三条第三項から第六項までの規定の適用については、第五十条の二の表第三十八条の二第一項の項中「設立団体（地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体）」とあるのは「条例適用設立団体（地方独立行政法人法第二百三十三条第四項の規定によりその条例を特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体）」と、「設立団体においては、設立団体」とあるのは「条例適用設立団体においては、条例適用設立団体」と、同表第三十八条の二第七項の項、第三十八条の二第八項の項、第三十八条の三の項、第三十八条の四及び第三十八条の五第一項の項、第三十八条の六第一項の項、第三十八条の六第二項の項及び第六十条第七号の項中「設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」と、第五十三条第三項の表第六条第一項の項中「設立団体（地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体）」と、第五十三条第三項の表第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。」とあるのは「地方独立行政法人法第二百三十三条第四項の規定によりその条例を特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体（以下「条例適用設立団体」という。）」と、同表第十六条各号列記以外の部分の項、第二十六條の五第一項、第五項及び第六項（第二十六條の六第十一項において準用する場合を含む。）、第二十六條の六第一項から第三項まで、第六項、第七項各号列記以外の部分及び第八項並びに第二十七條第二項の項、第二十八條第三項及び第四項並びに第二十八條の二第二項及び第二項の項、第二十八條の二第四項の項、第二

十八条の五第五項並びに第二十八条の六第一項及び第二項の項、第二十八条の七第三項の項、第二十九条第一項及び第二十九條の二第二項の項、第三十二条の項、第三十五条の項、第三十六条第二項第五号の項、第三十八条の二第一項の項、第三十八条の二第七項の項、第三十八条の二第八項の項、第三十八条の三、第三十八条の四及び第三十八条の五第一項の項、第三十八条の六第一項の項、第三十八条の六第二項の項、第六十条第七号の項、附則第二十一項の項及び附則第二十三項から第二十五項までの項中「設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」と、第五十三條第四項から第六項までの規定中「設立団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六條第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。」とあるのは「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二百二十三條第四項の規定によりその条例を同法第二條第二項に規定する特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体（以下「条例適用設立団体」という。）」と、「設立団体の条例」とあるのは「条例適用設立団体の条例」とする。

十八条の四第二項及び第三項の項、第二十九条第二項の項、第二十九条第四項及び第二十九條の二第二項の項、第三十二条の項、第三十五条の項、第三十六条第二項第五号の項、第三十八条の二第一項の項、第三十八条の二第七項の項、第三十八条の二第八項の項、第三十八条の三、第三十八条の四及び第三十八条の五第一項の項、第三十八条の六第一項の項、第三十八条の六第二項の項及び第六十条第七号の項中「設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」と、第五十三條第四項から第六項までの規定中「設立団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六條第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。」とあるのは「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二百二十三條第四項の規定によりその条例を同法第二條第二項に規定する特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体（以下「条例適用設立団体」という。）」と、「設立団体の条例」とあるのは「条例適用設立団体の条例」とする。

○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）
（附則第十九条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
附則 （警察職員等に対する老齢厚生年金等の特例） 第五十九条（略）	附則 （警察職員等に対する老齢厚生年金等の特例） 第五十九条 警部補、巡査部長又は巡査である警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条第二項に規定する地方警察職員である地方公務員共済組合の組合員（以下この条において「警察職員」という。）で昭和五十五年一月一日（以下この項において「基準日」という。）前に警察職員であつた期間を有するもので次の各号のいずれかに該当する者は、厚生年金保険法第五十八条第一項第四号の規定の適用については保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者であるものと、前条の規定の適用については改正前地共済法附則第二十六条第二項から第四項までの規定に規定する組合員期間等が二十五年以上であり、かつ、これらの規定に規定する組合員期間が二十年以上である者であるものとみなす。 一 基準日前の警察職員であつた期間が十五年以上である者 二 次のイからホまでに掲げる者で、これらの者の区分に応じ基準日前の警察職員であつた期間の年月数と基準日以後の警察職員であつた期間の年月数とを合算した年月数がそれぞれイからホまでに定める年数以上であるもの イ 基準日前の警察職員であつた期間が十二年以上十

2
4
(略)

5 地方公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十二号。以下この項において「昭和五十六年法律第九十二号」という。）の公布の日において現に地方公務員共済組合の組合員であつた者で、その者に係る地方公務員法の一部を改正する法律（令和二年法律第号）による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下この項において「旧地方公務員法」という。）第二十八条の二第一項の規定に基づく条例で

五年未満である者 十五年
ロ 基準日前の警察職員であつた期間が九年以上十二年未満である者 十六年
ハ 基準日前の警察職員であつた期間が六年以上九年未満である者 十七年
ニ 基準日前の警察職員であつた期間が三年以上六年未満である者 十八年
ホ 基準日前の警察職員であつた期間が三年未満である者 十九年
2 次に掲げる国の職員である地方公務員共済組合の組合員は、警察職員とみなして前項及び次項の規定を適用する。

一 警部補、巡査部長又は巡査である警察官
二 皇宮警部補、皇宮巡査部長又は皇宮巡査である皇宮護衛官

3 改正前国共済法附則第十三条第二項に規定する衛視等（以下この項において「衛視等」という。）であつた警察職員に対するこの条の規定の適用については、衛視等であつた間警察職員であつたものとみなす。

4 前三項に定めるもののほか、第一項に規定する者に関し、厚生年金保険法の適用その他必要な事項については、改正前地共済法附則第二十八条の四の規定に準じて、政令で定める。

5 地方公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十二号。以下この項において「昭和五十六年法律第九十二号」という。）の公布の日において現に地方公務員共済組合の組合員であつた者で、その者に係る

二百六十一号 地方公務員法（昭和二十五年法律第
）第二十八条の二第一項の規定に基づく条例で

定める日（昭和五十六年法律第九十二号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、同条に規定する条例施行日。以下この項において「定年退職日」という。）まで引き続いて地方公務員共済組合の組合員であつたものが、旧地方公務員法第二十八条の二第一項又は昭和五十六年法律第九十二号附則第三条の規定により当該定年退職日に退職をした場合（旧地方公務員法第二十八条の三（昭和五十六年法律第九十二号附則第四条において準用する場合を含む。）の規定により勤務した後退職をした場合及び旧地方公務員法第二十八条の四（昭和五十六年法律第九十二号附則第五条において準用する場合を含む。）の規定により任用された後退職をした場合を含む。）の項において「定年等による退職をした場合」という。）において、その者の改正前地共済法附則第二十八条の九に規定する組合員期間等が二十五年未満であつて、かつ、四十歳に達した日の属する月以後の同条に規定する組合員期間が十五年以上であるときは、厚生年金保険法第五十八条第一項第四号の規定の適用については、その者は、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者であるものとみなす。

定める日（昭和五十六年法律第九十二号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、同条に規定する条例施行日。以下この項において「定年退職日」という。）まで引き続いて地方公務員共済組合の組合員であつたものが、旧地方公務員法第二十八条の二第一項又は昭和五十六年法律第九十二号附則第三条の規定により当該定年退職日に退職をした場合（旧地方公務員法第二十八条の三（昭和五十六年法律第九十二号附則第四条において準用する場合を含む。）の規定により勤務した後退職をした場合及び旧地方公務員法第二十八条の四（昭和五十六年法律第九十二号附則第五条において準用する場合を含む。）の規定により任用された後退職をした場合を含む。）の項において「定年等による退職をした場合」という。）において、その者の改正前地共済法附則第二十八条の九に規定する組合員期間等が二十五年未満であつて、かつ、四十歳に達した日の属する月以後の同条に規定する組合員期間が十五年以上であるときは、厚生年金保険法第五十八条第一項第四号の規定の適用については、その者は、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者であるものとみなす。

次に掲げる場合は、定年等による退職をした場合に該当するものとみなして、前項の規定を適用する。ただし、その者の四十歳に達した日の属する月以後の改正前地共済法附則第二十八条の十に規定する組合員期間（以下この項において「組合員期間」という。）のうち附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法附則第二十八条の七第一項又は第二項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けることとされる地方公務員共済組合の組合員（以下この項において「特例継続組合員」という。）以外の長期給付に関する規定の適用を受ける地方公務員共済組合の組

合員としての組合員期間が七年六月未満である場合は、この限りでない。

一 特例継続組合員である者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年に達した場合

二 特例継続組合員であつた者で引き続き特例継続組合員以外の長期給付に関する規定の適用を受ける地方公務員共済組合の組合員（地方公務員等共済組合法第百四十四条の第三項に規定する団体組合員を除く。）となつたものが退職をした場合において、その者の四十歳に達した日の属する月以後の組合員期間が十五年以上であり、かつ、その者の改正前地共済法附則第二十八条の十第二号に規定する組合員期間等が二十五年未満であるとき。